

社会福祉法人酒田保育協会役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田保育協会の役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員等報酬の支払い)

第2条 常勤役員等についての報酬は、基本報酬月額を、該当役員等の指定口座に振込とする。支給日は、社会福祉法人酒田保育協会給与規程第31条を準用する。

(非常勤役員等報酬の支払い)

第3条 非常勤役員等についての報酬は、現金で支払わなければならない。

2 いかなる報酬も、この規程に基づかずに役員等に対して支払い又は支給してはならない。

3 役員等で施設の職員を兼ね、その施設より給与を受ける者については、報酬は支給しない。

(役員等報酬)

第4条 年間報酬総額は、下記の各号に掲げる役員等の区分に応じて定め、400万円を上限とし、その配分については理事会で定める。

2 常勤役員等に対しては、基本報酬年俸300万円以内とし、賞与・退職金は支給しない。ただし、第5条の役員等の旅費については、基本報酬とは別に、旅費交通費として支給する。

3 非常勤役員等に対しては、次により報酬を支給する。

(1) 理事長 年額120,000円

(2) 理事・監事 年額 15,000円

(3) 評議員 年額 15,000円

4 役員等報酬は、常勤役員等は毎月、非常勤役員等は毎年3月に支給する。

(役員等の旅費)

第5条 役員等が職務のため旅行するときは、次により旅費を支給する。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、社会福祉法人酒田保育協会旅費規程の例による。

(2) 日当の額は、2,600円とする。

(3) 宿泊料の額は、13,100円とする。

(費用弁償)

第6条 役員等及び第三者委員、評議員選任・解任委員が職務執行及び会議等に参加したときは、費用弁償を支給する。ただし、常勤役員等には支給しない。

(実施規程)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

なお、常勤役員等の勤務時間やその他の詳細条件については、当該役員等との労働契約書に記載する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年6月19日より施行し、平成30年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年11月26日より施行し、平成30年4月1日より適用する。

この規程は、令和4年7月8日より施行し、令和4年7月1日より適用する。